

令和3年第1回加須市議会定例会提出議案の概要

招集日 令和3年2月16日(火)

1 提出議案件数

専決関係	4件	
予算関係	16件	
条例関係	17件	
事件関係	10件	計 47 件

2 個別議案の概要

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて

(1) 趣 旨 令和2年12月11日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に伴い、ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の給付に係る補正予算を緊急に編成する必要性が生じ、令和2年12月14日に令和2年度加須市一般会計補正予算(第9号)について専決処分を行ったこと。

(専決第28号 令和2年12月14日専決処分)

(2) 件 名 令和2年度加須市一般会計補正予算(第9号)について

(3) 今回補正予算額 10,540千円

(4) 補正後予算額 54,115,909千円

(5) 補正予算の主な内容

(歳入)

ア 国庫支出金 10,540千円

(歳出)

ア ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業 10,540千円

第2号議案 専決処分の承認を求めることについて

(1) 趣 旨 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)において延滞金に係る規定の見直しが行われ、令和3年1月1日に施行されることに伴い、加須市介護保険条例の一部を改正することについて専決処分を行ったこと。

(専決第30号 令和2年12月25日専決処分)

(2) 内 容 ア 介護保険料における延滞金の特例基準割合について、次のとおり改めること。

	改正前	改正後
名 称	特例基準割合	延滞金特例基準割合
定 義	租税特別措置法の規定により告示された割合+1%	平均貸付割合 [*] +1%

^{*}前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として前年の11月3

- 0日までに財務大臣が告示する割合
- イ 令和3年1月1日から施行すること。
- ウ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

第3号議案 専決処分の承認を求めることについて
 (1) 趣 旨 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)において延滞金に係る規定の見直しが行われ、令和3年1月1日に施行されることに伴い、加須市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて専決処分を行ったこと。

(専決第31号 令和2年12月25日専決処分)

(2) 内 容 ア 後期高齢者医療保険料における延滞金の特例基準割合について、次のとおり改めること。

	改正前	改正後
名 称	特例基準割合	延滞金特例基準割合
定 義	租税特別措置法の規定により告示された割合+1%	平均貸付割合*+1%

※前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合

- イ 令和3年1月1日から施行すること。
- ウ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

第4号議案 専決処分の承認を求めることについて
 (1) 趣 旨 国において新型コロナウイルスのワクチン接種が承認された場合に、速やかにワクチン接種が可能となるよう接種体制を確保するための補正予算を緊急に編成する必要性が生じ、令和3年1月19日に令和2年度加須市一般会計補正予算(第10号)について専決処分を行ったこと。

(専決第1号 令和3年1月19日専決処分)

(2) 件 名 令和2年度加須市一般会計補正予算(第10号)について

(3) 今回補正予算額 126,798千円

(4) 補正後予算額 54,242,707千円

(5) 補正予算の主な内容

(歳入)

ア 国庫支出金 126,798千円

(歳出)

ア 新型コロナウイルスワクチン接種事業 126,798千円

(6) 繰越明許費の設定

ア 新型コロナウイルスワクチン接種事業 126,798千円

- 第5号議案 令和3年度加須市一般会計予算
 (1) 予算額 41,670,000千円
 (2) 概要 別紙のとおり
-
- 第6号議案 令和3年度加須市国民健康保険事業特別会計予算
 (1) 予算額 12,584,700千円
 (2) 概要 加入世帯 16,430世帯
 被保険者 26,430人(原則:75歳未満)
-
- 第7号議案 令和3年度加須市国民健康保険直営診療所特別会計予算
 (1) 予算額 106,100千円
 (2) 概要 身近なかかりつけ医として、市民への適切な医療サービスを提供するための医業費及び施設管理費等を計上
-
- 第8号議案 令和3年度加須市後期高齢者医療特別会計予算
 (1) 予算額 1,291,300千円
 (2) 概要 被保険者 15,300人(原則:75歳以上)
-
- 第9号議案 令和3年度加須市介護保険事業特別会計予算
 (1) 予算額 9,745,000千円
 (2) 概要 第1号被保険者(65歳以上) 33,726人
-
- 第10号議案 令和3年度加須市農業集落排水事業特別会計予算
 (1) 予算額 660,718千円
 (2) 概要 農業集落排水処理施設16処理区の維持管理費等を計上
-
- 第11号議案 令和3年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計予算
 (1) 予算額 105,620千円
 (2) 概要 国庫補助金、前年度繰越金及び一般会計繰入金を主たる財源として、街路築造・整地・工事費、建物等移設補償料等を計上
-
- 第12号議案 令和3年度加須都市計画事業栗橋駅西(大利根地区)土地区画整理事業特別会計予算
 (1) 予算額 12,778千円
 (2) 概要 一般会計繰入金を主たる財源として、清算金分割徴収に係る事務費等を計上
-
- 第13号議案 令和3年度河野博士育英事業特別会計予算
 (1) 予算額 4,889千円

キ	地域福祉基金積立事業	10,000千円
ク	あけぼの園管理運営事業	7,495千円
ケ	国民年金事業	561千円
コ	介護保険事業特別会計繰出事業	924千円
サ	民間保育所運営委託事業	88,192千円
シ	保育所アレルギー等対応特別給食提供事業	500千円
ス	民間保育所助成事業	12,101千円
セ	公立保育所管理運営事業	3,112千円
ソ	災害時要援護者支援事業	9,876千円
タ	医療体制確保基金事業	1,250千円
チ	加須クリーンセンターごみ処理事業	47,317千円
ツ	担い手育成支援事業	8,834千円
テ	農作物災害対策事業	25,094千円
ト	土地改良区管理用排水路整備支援事業	12,586千円
ナ	道路維持管理事業	55,200千円
ニ	幹線道路新設改良事業	46,000千円
ヌ	生活道路新設改良事業	4,000千円
ネ	公園整備事業	5,555千円
ノ	溢水対策整備事業	35,800千円
ハ	避難場所整備事業	21,175千円
ヒ	小学校施設整備事業	23,403千円
フ	中学校施設整備事業	13,993千円
ヘ	公立幼稚園管理運営事業	6,505千円
ホ	文化・学習センター管理運営事業	1,298千円
マ	加須未来館管理運営事業	1,705千円
(4) 繰越明許費の補正		
ア	コミュニティセンター管理運営事業	770千円
イ	(仮称)北川辺コミュニティセンター整備事業	290,085千円
ウ	市民総合会館管理運営事業	4,730千円
エ	戸籍住民基本台帳事業	6,424千円
オ	あけぼの園管理運営事業	7,495千円
カ	民間保育所助成事業	6,428千円
キ	公立保育所管理運営事業	3,112千円
ク	災害時要援護者支援事業	9,876千円
ケ	加須クリーンセンターごみ処理事業	47,317千円
コ	担い手育成支援事業	8,834千円
サ	農作物災害対策事業	60,097千円
シ	土地改良区管理用排水路整備支援事業	12,587千円
ス	幹線用排水路改修事業	11,000千円

セ	枝線用排水路改修事業	54,270千円
ソ	道路維持管理事業	127,200千円
タ	幹線道路側溝事業	27,100千円
チ	幹線道路新設改良事業	72,755千円
ツ	生活道路側溝事業	31,800千円
テ	生活道路新設改良事業	25,273千円
ト	公園整備事業	5,555千円
ナ	野中土地区画整理事業特別会計繰出事業	4,435千円
ニ	市街地排水路維持管理事業	12,200千円
ヌ	溢水対策整備事業	54,100千円
ネ	避難場所整備事業	21,175千円
ノ	防災行政無線管理運営事業	13,838千円
ハ	小学校施設整備事業	25,482千円
ヒ	中学校施設整備事業	13,993千円
フ	公立幼稚園管理運営事業	6,505千円
ヘ	市民学習カレッジ事業	726千円
ホ	文化・学習センター管理運営事業	1,298千円
マ	加須未来館管理運営事業	1,705千円

(5) 地方債の補正

ア 追加

起債の目的	限度額
(ア) (仮称)北川辺コミュニティセンター整備事業	114,300千円
(イ) 中学校施設整備事業	5,000千円
(ウ) 減収補てん債	160,574千円

イ 変更

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
(ア) 農地防災事業	19,300千円	30,400千円

.....
第17号議案 令和2年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

(1) 今回補正予算額	62,784千円
(2) 補正後予算額	12,437,647千円
(3) 補正予算の主な内容	
(歳入)	
ア 国庫支出金	4,210千円
イ 県支出金	▲16,324千円
ウ 繰越金	74,898千円
(歳出)	
ア 償還金	62,784千円

.....
第18号議案 令和2年度加須市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 今回補正予算額 | 924千円 |
| (2) 補正後予算額 | 9,739,075千円 |
| (3) 補正予算の主な内容 | |
| (歳入) | |
| ア 繰入金 | 924千円 |
| (歳出) | |
| ア 元気はつらつ介護予防事業 | 924千円 |
| (4) 繰越明許費の設定 | |
| ア 元気はつらつ介護予防事業 | 924千円 |

.....
第19号議案 令和2年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計補正予算
（第1号）

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 繰越明許費の設定 | |
| ア 野中土地区画整理事業 | 116,133千円 |

.....
第20号議案 令和2年度河野博士育英事業特別会計補正予算（第1号）

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 今回補正予算額 | 7,000千円 |
| (2) 補正後予算額 | 11,769千円 |
| (3) 補正予算の主な内容 | |
| (歳入) | |
| ア 寄附金 | 7,000千円 |
| (歳出) | |
| ア 財産管理事業 | 7,000千円 |

.....
第21号議案 加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

- | | |
|---------|--|
| (1) 趣 旨 | ねたきり老人等日常生活用具給付等事業の廃止に伴い、当該事業に関する事務を市独自利用事務から除くこと。 |
| (2) 内 容 | ア ねたきり老人等日常生活用具給付等事業の廃止に伴い、当該事業に関する事務を、条例で定める個人番号を利用できる事務（市独自利用事務）から除くこと。
イ 令和3年4月1日から施行すること。 |

.....
第22号議案 加須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

- | | |
|---------|--|
| (1) 趣 旨 | 行政手続等における押印の見直しに伴い、新たに職員となった者がサービスの宣誓をする場合の押印を不要とすること。 |
| (2) 内 容 | ア 新たに職員となった者がサービスの宣誓をする場合の押印を不要とするこ |

と。
 イ 令和3年4月1日から施行すること。

第23号議案 加須市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 持家に係る住居手当を廃止すること。
 (2) 内 容 ア 持家に係る住居手当を廃止すること。
 イ 令和3年10月1日から施行すること。
 ウ 令和3年10月1日以後も引き続き当該手当の支給対象である職員について、次のとおり経過措置を設けること。

期間	支給する住居手当の月額
令和3年10月～令和4年3月	据置き 3,000円(市内新築5年以内6,000円)
令和4年4月～令和5年3月	1,500円(市内新築5年以内3,000円)
令和5年4月以降	廃止

第24号議案 加須市特別会計条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 加須市住宅新築資金等貸付事業特別会計の所期の目的が達成されたため、当該特別会計を廃止すること。
 (2) 内 容 ア 所期の目的が達成されたため、加須市住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止すること。
 イ 令和3年4月1日から施行すること。
 ウ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

第25号議案 加須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 国民健康保険事業の円滑かつ安定的な運営を図るため、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る限度額を改めること。
 (2) 内 容 ア 基礎課税額(医療給付費分)及び介護納付金課税額(介護納付金分)の限度額(減額に係る限度額を含む。)を次のとおり改めること。

	改定前	改定後
基礎課税額 (医療給付費分)	58万円	63万円
介護納付金課税額 (介護納付金分)	16万円	17万円

- イ 令和3年4月1日から施行すること。
 ウ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

第26号議案 加須市手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を定め

る等すること。

- (2) 内 容 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を定めること。

(ア) 建築物エネルギー消費性能適合性判定

a 建築物エネルギー消費性能向上計画が認定又は変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合	床面積300㎡未満	1件につき 11,000円
		床面積300㎡以上	1件につき 19,000円
	法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合	床面積300㎡未満	1件につき 5,500円
		床面積300㎡以上	1件につき 9,500円
b a以外の場合	法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下「省令」という。)第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの	床面積300㎡未満	1件につき 267,000円
		床面積300㎡以上	1件につき 334,000円
	法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合で省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの	床面積300㎡未満	1件につき 102,000円
		床面積300㎡以上	1件につき 130,000円
	法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合で省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの	床面積300㎡未満	1件につき 133,500円
		床面積300㎡以上	1件につき 167,000円

	法第12条第2項 又は第13条第3 項の規定による 場合で省令第1 条第1項第1号 口に定める基準 に適合するもの	床面積300㎡未満	1件につき 51,000円
		床面積300㎡以上	1件につき 65,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

a 建築物エネルギー消費性能向上計画が認定又は変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合	床面積300㎡未満	1件につき 5,500円
	床面積300㎡以上	1件につき 9,500円
b a以外の場合であって省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの	床面積300㎡未満	1件につき 133,500円
	床面積300㎡以上	1件につき 167,000円
c a以外の場合であって省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの	床面積300㎡未満	1件につき 51,000円
	床面積300㎡以上	1件につき 65,000円

イ 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料を減額すること。

ウ その他規定の整備をすること。

エ 令和3年4月1日から施行すること。

-
- 第27号議案 加須市水と緑と文化のまちづくり基金条例の一部を改正する条例
- (1) 趣 旨 企業からの寄附金を、加須市まち・ひと・しごと創生推進計画に位置付けられた事業に要する経費の財源に充てること。
- (2) 内 容 ア 本市を応援しようとする企業から企業版ふるさと納税として寄附された寄附金を、加須市まち・ひと・しごと創生推進計画（第2次加須市総合振興計画）に位置付けられた事業に要する経費の財源に充てること。
- イ 令和3年4月1日から施行すること。

-
- 第28号議案 加須市子育て支援医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例
- (1) 趣 旨 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行による医療機関等における個人番号カードを用いた被保険者等の電子資格確認の導入に伴う規定の整備をすること。
- (2) 件 名 ア 加須市子育て支援医療費支給に関する条例の一部改正
イ 加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正

- ウ 加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正
- (3) 内 容 ア 医療機関等における個人番号カードを用いた被保険者等の電子資格確認が導入されることに伴う規定の整備をすること。
イ 公布の日から施行すること。

第29号議案 加須市敬老祝金贈呈に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 コミュニティバスによる高齢者等の移動支援の充実及び長寿化の進展に伴う医療・介護ニーズの増加への対応に必要な財源を確保するため、満88歳の敬老祝金の額を改めること。
- (2) 内 容 ア 満88歳の敬老祝金の額を次のとおり改めること。
「50,000円」⇒「30,000円」
イ 令和3年4月1日から施行すること。

第30号議案 加須市介護保険条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 介護保険法第117条第1項の規定に基づき定める第8期加須市介護保険事業計画を踏まえ、介護保険料率の改定を行うこと。
- (2) 内 容 ア 令和3年度から令和5年度までの保険料の額を次のとおり定めること。

区分	所得の範囲	保険料の額 (年額)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	36,190円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	50,660円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	54,270円
第4段階	世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	65,130円
第5段階	世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	72,370円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額	86,840円

	が125万円未満の方	
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	94,080円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	108,560円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上390万円未満の方	123,030円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が390万円以上の方	130,270円

イ アの第1段階から第3段階までに該当する者の減額課税に係る保険料の額を次のとおり定めること。

区分	保険料の額(年額)
第1段階	21,700円
第2段階	36,190円
第3段階	50,660円

ウ 令和3年4月1日から施行すること。

エ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

第31号議案 加須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 趣 旨 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(厚生労働省令)の一部改正に伴い、指定居宅介護支援の事業に関する基準を改めること。

(2) 内 容 ア 指定居宅介護支援の事業に関する基準を次のとおり改めること。

(ア) 虐待防止のための措置(虐待防止の対策を検討する委員会の開催及び介護支援専門員への結果の周知徹底、指針の整備、研修の実施、担当者の配置並びに運営規程への記載)を講じることを義務付けること。

(イ) 指定居宅介護支援を提供するに当たって、科学的な裏付けのある情報(リハビリテーションの実施状況、利用者の状態、ケアの実績等の情報)の活用に努めることを義務付けること。

(ウ) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、新たに次の事項について利用者に説明を行い、理解を得ることを義務付けること。

a 前6箇月間に作成した居宅サービス計画(ケアプラン)の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられたケアプランの数が占める割合

b 前6箇月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうち、同一の事業者によって提供されたものが占める割合

(エ) 「区分支給限度基準額に占めるケアプランに位置付けた指定居宅

- サービス等に係る費用の総額の割合」及び「指定居宅サービス等に係る費用の総額に占める訪問介護の費用の割合」が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、ケアプランの妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載し、当該ケアプランを市に届け出ることを義務付けること。
- (オ) ハラスメントにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じることを義務付けること。
 - (カ) 感染症や非常災害の発生時においても利用者に指定居宅介護支援を継続的に提供するための措置（業務継続計画の策定、研修・訓練の実施等）を講じることを義務付けること。
 - (キ) 感染症の発生及びまん延を防止するための措置（感染症予防等の対策を検討する委員会の開催及び介護支援専門員への結果の周知徹底、指針の整備並びに研修・訓練の実施）を講じることを義務付けること。
 - (ク) 各種会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことを可能とすること。
 - (ケ) 運営規程等の重要事項について、掲示する方法に代えて、閲覧可能な形（ファイル等）で事業所に備え付けることを可能とすること。
 - (コ) 書面で行う諸記録の作成、保存等及び利用者等への説明、同意等について、電磁的方法（電子ファイル等）によることを可能とすること。

イ 令和3年4月1日から施行すること。ただし、ア（エ）については、同年10月1日から施行すること。

ウ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

-
- 第32号議案 加須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- (1) 趣 旨 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）の一部改正に伴い、指定介護予防支援の事業に関する基準を改めること。
 - (2) 内 容
 - ア 指定介護予防支援の事業に関する基準を次のとおり改めること。
 - (ア) 虐待防止のための措置（虐待防止の対策を検討する委員会の開催及び担当職員への結果の周知徹底、指針の整備、研修の実施、担当者の配置並びに運営規程への記載）を講じることを義務付けること。
 - (イ) 指定介護予防支援を提供するに当たって、科学的な裏付けのある情報（リハビリテーションの実施状況、利用者の状態、ケアの実績

等の情報)の活用)に努めることを義務付けること。

(ウ) ハラスメントにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じることを義務付けること。

(エ) 感染症や非常災害の発生時においても利用者に指定介護予防支援を継続的に提供するための措置(業務継続計画の策定、研修・訓練の実施等)を講じることを義務付けること。

(オ) 感染症の発生及びまん延を防止するための措置(感染症予防等の対策を検討する委員会の開催及び担当職員への結果の周知徹底、指針の整備並びに研修・訓練の実施)を講じることを義務付けること。

(カ) 各種会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことを可能とすること。

(キ) 運営規程等の重要事項について、掲示する方法に代えて、閲覧可能な形(ファイル等)で事業所に備え付けることを可能とすること。

(ク) 書面で行う諸記録の作成、保存等及び利用者等への説明、同意等について、電磁的方法(電子ファイル等)によることを可能とすること。

イ 令和3年4月1日から施行すること。

ウ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

.....
第33号議案 加須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 趣 旨 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業に関する基準を改めること。

(2) 内 容 ア 指定地域密着型サービスの事業に関する基準を次のとおり改めること。

【改正の概要】

サービスの種類	改正内容
全てのサービス	(ア) 虐待防止のための措置(虐待防止の対策を検討する委員会の開催及び従業者への結果の周知徹底、指針の整備、研修の実施、担当者の配置並びに運営規程への記載)を講じることを義務付けること。 (イ) サービスを提供するに当たって、科学的な裏付けのある情報(リハビリテーションの実施状況、利用者の状態、ケアの実績等の情報)の活用)に努めることを義務付けること。 (ウ) ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じることを義務付けること。 (エ) 感染症や非常災害の発生時においても利用者にサ

	<p>ービスを継続的に提供するための措置（業務継続計画の策定、研修・訓練の実施等）を講じることを義務付けること。</p> <p>(オ) 感染症の発生及びまん延を防止するための措置（感染症予防等の対策を検討する委員会の開催及び従業者への結果の周知徹底、指針の整備並びに研修・訓練の実施）を講じることを義務付けること。</p> <p>(カ) 各種会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことを可能とすること。</p> <p>(キ) 運営規程等の重要事項について、掲示する方法に代えて、閲覧可能な形（ファイル等）で事業所に備え付けることを可能とすること。</p> <p>(ク) 書面で行う諸記録の作成、保存等及び利用者等への説明、同意等について、電磁的方法（電子ファイル等）によることを可能とすること。</p>									
<p>指定夜間対応型訪問介護</p>	<p>(ア) オペレーター（利用者からの通報受付業務に従事する者）が兼務できる範囲を次のとおり改めること。</p> <table border="1" data-bbox="746 853 1409 1308"> <tr> <td data-bbox="746 853 1054 1308"> <p>a 定期巡回サービス（定期的に利用者の居宅を訪問して行う夜間対応型訪問介護）の職務</p> <p>b 同一敷地内の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務</p> <p>c 利用者以外の者からの通報の受付業務</p> </td> <td data-bbox="1054 853 1098 1308" style="text-align: center;">⇒</td> <td data-bbox="1098 853 1409 1308"> <p>a 左記の a から c までの職務等</p> <p>b 同一敷地内の他の施設等の職務</p> <p>c 随時訪問サービス（オペレーターからの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護）を行う訪問介護員等</p> </td> </tr> </table> <p>(イ) 一部委託できるサービス及び委託先の範囲を次のとおり改めること。</p> <p>【一部委託できるサービス】</p> <table border="1" data-bbox="746 1424 1409 1503"> <tr> <td data-bbox="746 1424 1054 1503"> <p>随時訪問サービス</p> </td> <td data-bbox="1054 1424 1098 1503" style="text-align: center;">⇒</td> <td data-bbox="1098 1424 1409 1503"> <p>a 随時訪問サービス</p> <p>b 定期巡回サービス</p> </td> </tr> </table> <p>【委託先】</p> <table border="1" data-bbox="746 1541 1409 1731"> <tr> <td data-bbox="746 1541 1054 1731"> <p>指定訪問介護事業所</p> </td> <td data-bbox="1054 1541 1098 1731" style="text-align: center;">⇒</td> <td data-bbox="1098 1541 1409 1731"> <p>a 指定訪問介護事業所</p> <p>b 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> </td> </tr> </table> <p>(ウ) オペレーションセンターサービスを複数の指定夜間対応型訪問介護事業所間で集約化することを可能とすること。</p> <p>(エ) 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めることを義務付けること。</p>	<p>a 定期巡回サービス（定期的に利用者の居宅を訪問して行う夜間対応型訪問介護）の職務</p> <p>b 同一敷地内の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務</p> <p>c 利用者以外の者からの通報の受付業務</p>	⇒	<p>a 左記の a から c までの職務等</p> <p>b 同一敷地内の他の施設等の職務</p> <p>c 随時訪問サービス（オペレーターからの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護）を行う訪問介護員等</p>	<p>随時訪問サービス</p>	⇒	<p>a 随時訪問サービス</p> <p>b 定期巡回サービス</p>	<p>指定訪問介護事業所</p>	⇒	<p>a 指定訪問介護事業所</p> <p>b 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p>
<p>a 定期巡回サービス（定期的に利用者の居宅を訪問して行う夜間対応型訪問介護）の職務</p> <p>b 同一敷地内の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務</p> <p>c 利用者以外の者からの通報の受付業務</p>	⇒	<p>a 左記の a から c までの職務等</p> <p>b 同一敷地内の他の施設等の職務</p> <p>c 随時訪問サービス（オペレーターからの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護）を行う訪問介護員等</p>								
<p>随時訪問サービス</p>	⇒	<p>a 随時訪問サービス</p> <p>b 定期巡回サービス</p>								
<p>指定訪問介護事業所</p>	⇒	<p>a 指定訪問介護事業所</p> <p>b 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p>								

指定地域密着型通所介護	介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けること。			
指定療養通所介護	上記の指定地域密着型通所介護と同様の基準を設けること。			
指定認知症対応型通所介護	<p>(ア) 上記の指定地域密着型通所介護と同様の基準を設けること。</p> <p>(イ) 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者が兼務できる範囲を次のとおり改めること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の本体事業所等の職務</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務かつ同一敷地内にある他の本体事業所等の職務</td> </tr> </table>	共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の本体事業所等の職務	⇒	共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務かつ同一敷地内にある他の本体事業所等の職務
共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の本体事業所等の職務	⇒	共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務かつ同一敷地内にある他の本体事業所等の職務		
指定小規模多機能型居宅介護	<p>(ア) 上記の指定地域密着型通所介護と同様の基準を設けること。</p> <p>(イ) 他の施設等が併設する場合に認められている当該他の施設との管理者及び介護職員の兼務について、兼務できる併設する施設等の種類を次のとおり改めること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> a 指定認知症対応型共同生活介護事業所 b 指定地域密着型特定施設 c 指定地域密着型介護老人福祉施設 d 指定介護療養型医療施設 e 介護医療院 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> a 左記のaからeまでの施設等 b 指定介護老人福祉施設 c 介護老人保健施設 </td> </tr> </table>	a 指定認知症対応型共同生活介護事業所 b 指定地域密着型特定施設 c 指定地域密着型介護老人福祉施設 d 指定介護療養型医療施設 e 介護医療院	⇒	a 左記のaからeまでの施設等 b 指定介護老人福祉施設 c 介護老人保健施設
a 指定認知症対応型共同生活介護事業所 b 指定地域密着型特定施設 c 指定地域密着型介護老人福祉施設 d 指定介護療養型医療施設 e 介護医療院	⇒	a 左記のaからeまでの施設等 b 指定介護老人福祉施設 c 介護老人保健施設		
指定認知症対応型共同生活介護	<p>(ア) 上記の指定地域密着型通所介護と同様の基準を設けること。</p> <p>(イ) 「ユニットごとに1人以上」としている夜間・深夜時間帯の職員体制について、3ユニットの場合において、全てのユニットが同一階に隣接し、職員が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応が可能な構造である場合であって、安全対策が講じられているときは、「事業所ごとに夜勤2人以上」の配置とすることを可能とすること。</p> <p>(ウ) 介護支援専門員である計画作成担当者の配置を次のとおり改めること。 「ユニットごとに1人以上」⇒「事業所ごとに1人以上」</p> <p>(エ) 本体事業所とは別のサテライト型事業所に係る基準を次のとおり新設すること。</p> <p>a 介護支援専門員である計画作成担当者に代えて厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践者研修）を修了している者を置くことを可能とすること。</p> <p>b 本体事業所の管理者との兼務を可能とすること。</p> <p>(オ) 1事業所のユニット数を次のとおり改めること。 「1又は2」⇒「1以上3以下（サテライト型事業所に</p>			

	<p>あつては、1又は2)」</p> <p>(カ) 第三者による外部評価について、都道府県が指定する外部評価機関による評価（外部の者による評価）に加えて、運営推進会議（市、高齢者相談センター等の公正・中立な立場にある第三者で構成される会議）における評価を制度的に位置付けた上で、事業所が外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかの評価を受けることとすること。</p>			
指定地域密着型 特定施設入居者 生活介護	<p>上記の指定地域密着型通所介護と同様の基準を設けること。</p>			
指定地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	<p>(ア) 上記の指定地域密着型通所介護と同様の基準を設けること。</p> <p>(イ) 栄養士の配置基準を次のとおり改めること。 「栄養士 1人以上」⇒「<u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上」</p> <p>(ウ) 他の社会福祉施設等との連携を図ることにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことを可能とすること。</p> <p>(エ) 複数の指定（地域密着型）介護老人福祉施設を併設する場合に認められている介護職員及び看護職員の兼務の範囲を次のとおり改めること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>a 従来型施設と従来型施設が併設する場合</p> <p>b ユニット型施設とユニット型施設が併設する場合</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="padding: 5px;"> <p>a 左記のa及びbの場合</p> <p>b 従来型施設とユニット型施設が併設する場合</p> </td> </tr> </table> <p>(オ) サテライト型居住施設において、本体施設が指定（地域密着型）介護老人福祉施設である場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とすること。</p> <p>(カ) 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを義務付けること。</p> <p>(キ) 口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことを義務付けること。</p> <p>(ク) 事故発生の防止のための措置を適切に実施するための担当者の配置を義務付けること。</p>	<p>a 従来型施設と従来型施設が併設する場合</p> <p>b ユニット型施設とユニット型施設が併設する場合</p>	⇒	<p>a 左記のa及びbの場合</p> <p>b 従来型施設とユニット型施設が併設する場合</p>
<p>a 従来型施設と従来型施設が併設する場合</p> <p>b ユニット型施設とユニット型施設が併設する場合</p>	⇒	<p>a 左記のa及びbの場合</p> <p>b 従来型施設とユニット型施設が併設する場合</p>		
ユニット型指定 地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	<p>(ア) 上記の指定地域密着型通所介護と同様の基準を設けること。</p> <p>(イ) 上記の指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の（カ）から（ク）までと同様の基準を設けること。</p> <p>(ウ) 1ユニットの定員を次のとおり改めること。 「おおむね10人以下」⇒「原則としておおむね10人</p>			

	以下とし、15人を超えないもの」 (エ) ユニット型個室的多床室（天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、共用のリビング等を併設している居室）の新設を禁止すること。
指定看護小規模多機能型居宅介護	上記の指定地域密着型通所介護と同様の基準を設けること。

- イ その他規定の整備をすること。
- ウ 令和3年4月1日から施行すること。
- エ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

第34号議案 加須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を改めること。
- (2) 内 容 ア 指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を次のとおり改めること。

【改正の概要】

サービスの種類	改正内容
全てのサービス	(ア) 虐待防止のための措置（虐待防止の対策を検討する委員会の開催及び従業者への結果の周知徹底、指針の整備、研修の実施、担当者の配置並びに運営規程への記載）を講じることを義務付けること。 (イ) サービスを提供するに当たって、科学的な裏付けのある情報（リハビリテーションの実施状況、利用者の状態、ケアの実績等の情報）の活用に努めることを義務付けること。 (ウ) 介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けること。 (エ) ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じることを義務付けること。 (オ) 感染症や非常災害の発生時においても利用者にサービスを継続的に提供するための措置（業務継続計画の策定、研修・訓練の実施等）を講じることを義務付けること。 (カ) 感染症の発生及びまん延を防止するための措置（感染症予防等の対策を検討する委員会の開催及び従業者への結果の周知徹底、指針の整備並びに研修・訓練の実施）を講じることを義務付けること。 (キ) 各種会議等について、テレビ電話装置等を活用し

	<p>て行うことを可能とすること。</p> <p>(ク) 運営規程等の重要事項について、掲示する方法に代えて、閲覧可能な形（ファイル等）で事業所に備え付けることを可能とすること。</p> <p>(ケ) 書面で行う諸記録の作成、保存等及び利用者等への説明、同意等について、電磁的方法（電子ファイル等）によることを可能とすること。</p>			
指定介護予防認知症対応型通所介護	<p>共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者が兼務できる範囲を次のとおり改めること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の本体事業所等の職務</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> <p>共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務かつ同一敷地内にある他の本体事業所等の職務</p> </td> </tr> </table>	<p>共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の本体事業所等の職務</p>	⇒	<p>共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務かつ同一敷地内にある他の本体事業所等の職務</p>
<p>共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の本体事業所等の職務</p>	⇒	<p>共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務かつ同一敷地内にある他の本体事業所等の職務</p>		
指定介護予防小規模多機能型居宅介護	<p>他の施設等が併設する場合に認められている当該他の施設との管理者及び介護職員の兼務について、兼務できる併設する施設等の種類を次のとおり改めること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>a 指定認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>b 指定地域密着型特定施設</p> <p>c 指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>d 指定介護療養型医療施設</p> <p>e 介護医療院</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> <p>a 左記のaからeまでの施設等</p> <p>b 指定介護老人福祉施設</p> <p>c 介護老人保健施設</p> </td> </tr> </table>	<p>a 指定認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>b 指定地域密着型特定施設</p> <p>c 指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>d 指定介護療養型医療施設</p> <p>e 介護医療院</p>	⇒	<p>a 左記のaからeまでの施設等</p> <p>b 指定介護老人福祉施設</p> <p>c 介護老人保健施設</p>
<p>a 指定認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>b 指定地域密着型特定施設</p> <p>c 指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p>d 指定介護療養型医療施設</p> <p>e 介護医療院</p>	⇒	<p>a 左記のaからeまでの施設等</p> <p>b 指定介護老人福祉施設</p> <p>c 介護老人保健施設</p>		
指定介護予防認知症対応型共同生活介護	<p>(ア) 「ユニットごとに1人以上」としている夜間・深夜時間帯の職員体制について、3ユニットの場合において、全てのユニットが同一階に隣接し、職員が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応が可能な構造である場合であって、安全対策が講じられているときは、「事業所ごとに夜勤2人以上」の配置とすることを可能とすること。</p> <p>(イ) 介護支援専門員である計画作成担当者の配置を次のとおり改めること。</p> <p>「ユニットごとに1人以上」⇒「事業所ごとに1人以上」</p> <p>(ウ) 本体事業所とは別のサテライト型事業所に係る基準を次のとおり新設すること。</p> <p>a 介護支援専門員である計画作成担当者に代えて厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践者研修）を修了している者を置くことを可能とすること。</p> <p>b 本体事業所の管理者との兼務を可能とすること。</p> <p>(エ) 1事業所のユニット数を次のとおり改めること。</p> <p>「1又は2」⇒「1以上3以下（サテライト型事業所にあつては、1又は2）」</p> <p>(オ) 第三者による外部評価について、都道府県が指定する外部評価機関による評価（外部の者による評価）に加えて、運営推進会議（市、高齢者相談センター等の公</p>			

	正・中立な立場にある第三者で構成される会議) における評価を制度的に位置付けた上で、事業所が外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかの評価を受けることとすること。
--	--

- イ その他規定の整備をすること。
- ウ 令和3年4月1日から施行すること。
- エ その他この条例の施行に必要な経過措置を設けること。

第35号議案 加須市医療診断センター運営委員会条例及び加須市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 保健事業と介護予防を一体的に実施するための組織を再編することに伴い、関係する条例を改めること。
- (2) 件 名
 - ア 加須市医療診断センター運営委員会条例の一部改正
 - イ 加須市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正
- (3) 内 容
 - ア 組織再編に伴い、(2)のア及びイの条例中に引用する部課名を次のとおり改めること。
 - 「健康医療部医療体制推進課」⇒「健康医療部健康医療推進課」
 - ((2)ア関係)
 - 「健康医療部健康づくり推進課」⇒「健康医療部健康医療推進課」
 - ((2)イ関係)
 - イ 令和3年4月1日から施行すること。

第36号議案 加須市が管理する市道の構造等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 道路構造令の一部改正に伴い、規定の整備をすること。
- (2) 内 容
 - ア 道路構造令の一部改正に伴い、条文中に引用する条項を次のとおり改めること。
 - 「第41条第1項」⇒「第42条第1項」
 - イ その他規定の整備をすること。
 - ウ 公布の日から施行すること。

第37号議案 加須市高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するための基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 趣 旨 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備をすること。
- (2) 内 容
 - ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条文中に引用する条項を次のとおり改めること。
 - 「第2条第16号」⇒「第2条第18号」
 - 「第2条第18号」⇒「第2条第20号」

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、条文中に引用する条項を次のとおり改めること。

「第23条」⇒「第24条」

ウ 令和3年4月1日から施行すること。

.....
第38号議案 市道路線の認定について
(1) 趣 旨 開発行為に伴い市に帰属された道路を市道として管理するため認定すること。

(2) 内 容 市道5592号線ほか5路線

.....
第39号議案 市道路線の認定について
(1) 趣 旨 開発行為に伴い再編成された道路を市道として管理するため認定すること。

(2) 内 容 市道5593号線ほか4路線

.....
第40号議案 市道路線の廃止について
(1) 趣 旨 開発行為に伴い不用路線となる道路を廃止すること。

(2) 内 容 市道5158号線ほか2路線

.....
第41号議案 市道路線の廃止について
(1) 趣 旨 道路利用状況により不用路線となる道路を廃止すること。

(2) 内 容 市道3162号線ほか3路線

.....
第42号議案 市道路線の認定について
(1) 趣 旨 道路改良事業に伴い再編成される道路を市道として管理するため認定すること。

(2) 内 容 市道6683号線

.....
第43号議案 市道路線の認定について
(1) 趣 旨 県道久喜騎西線バイパスの整備に伴い再編成され、又は市に移管される道路を市道として管理するため認定すること。

(2) 内 容 市道172号線及び市道173号線

.....
第44号議案 市道路線の認定について
(1) 趣 旨 栄水防拠点の整備に伴い再編成された道路を市道として管理するため認定すること。

(2) 内 容 市道北1477号線ほか4路線

.....
第45号議案 市道路線の廃止について

(1) 趣 旨 栄水防拠点の整備に伴う再編成により不用路線となる道路を廃止すること。

(2) 内 容 市道北1421号線ほか5路線

.....

第46号議案 市道路線の認定について

(1) 趣 旨 一般国道125号バイパスの整備に伴い再編成される道路を市道として管理するため認定すること。

(2) 内 容 市道242号線ほか18路線

.....

第47号議案 市道路線の廃止について

(1) 趣 旨 一般国道125号バイパスの整備に伴う再編成により不用路線となる道路を廃止すること。

(2) 内 容 市道242号線ほか11路線

.....